

公益財団法人生長の家社会事業団 令和8年度 事業計画

真理の燈火を高く掲げて！！

正しい生長の家を受け継ぎ、谷口雅春先生の志を次世代につなぐ！

生長の家社会事業団は、昭和20年11月、創立者谷口雅春先生が、戦後復刊最初の『生長の家』誌昭和20年11月号に「生長の家社会事業団の設立」との御文章を発表され、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、国家社会救済の一大運動とする財団法人設立を提唱され、協力を呼びかけられたことが創立の原点です。

昭和21年1月8日、主務官庁の財団法人設立許可を受け、爾来80年に亘り、戦災孤児等の保護から始まる児童養護施設の設置運営及び精神文化の振興その他社会公共に尽くす歴史を歩んでまいりました。

今次の公益法人制度の抜本改革に伴い、当法人では、創立の使命を今後更に邁進するため、平成24年3月28日、内閣総理大臣からの移行認定を受けて、同年4月1日付をもって、公益財団法人として新たな歴史を進むこととなりました。

公益財団法人の目的については創立の精神と歴史を尊重し、従来の公益事業を公益認定法所定の公益目的事業（以下の公1及び公2）として継続するとともに、管理運営については内閣府のモデル定款に準拠した新定款に基づき、公正で明朗な法人運営を行います。

公益財団法人移行後の第15年度である令和8年度における事業計画の重点方針は、第一に創立者谷口雅春先生の「生長の家社会事業団の設立」構想に込められた正統な創立の精神に回帰し、生長の家社会事業団の永続的な発展体制を確立することにあります。

当法人は、法人創立満80年を迎えました。顧みれば、大東亜戦争終戦直後の昭和20年11月、谷口雅春先生は、戦後復刊第1号の『生長の家』誌に「爰に吾等は生長の家社会事業団を設立し、生長の家誌友の協力を得て日本救国の一大運動たらしめんことを期す。」との宣言とともに十項目にわたる日本救国・世界救済の大構想を発表されました。

それは戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言とも称すべきものであり、日本国実相顕現を熱祷された谷口雅春先生がその後展開された幾多の国民運動の原点でもありました。

- 一、政治結社『全国精神主義聯盟』の創立
- 二、理想農場の経営
- 三、生長の家家庭光明寮の再開
- 四、小学校、中学校、女学校、大学等、総合学園の設立
- 五、戦災その他の事情による父母なき幼児の保育園及び一般幼稚園の経営
- 六、図書館の設立
- 七、無料診療所の開設
- 八、万国宗教親善協会の設立
- 九、欧米科学文献及び文学書類の翻訳
- 十、社会経済研究所の設立

また特筆すべきは谷口雅春先生は、法人創立にあたり、神示、聖經（甘露の法雨・天使の言葉・続々甘露の法雨・日々読誦三十誦経・聖使命菩薩讃偈等）、『生命の實相』、『眞理』、『大日本神国観』、『青年の書』、『人生読本』等の生長の家の教義の真髓にあたる基本聖典・聖經の著作権を生長の家社会事業団の永続的基盤となる基本資産としてご寄附されたことです。これは、現象的な資産だけのことではなく、住吉大神から神授された本当の御教えを永遠に護り抜き上げる聖なる使命を託されたと確信します。

法人創立後、谷口雅春先生は御自ら初代理事長にご就任され、また谷口輝子先生も理事（副理事長）にご就任されて、まさに戦後復興・祖国再建の礎となるべく生長の家社会事業団の陣頭指揮を執られました。

しかしながら、時あたかも連合軍による苛烈な占領政策下において谷口雅春先生は公職追放に遭われ、誠に残念なことながらこの十項目にわたる大構想を全面的に推進することは困難な状況に陥りましたが、「生長の家社会事業団の設立」の御文章に明示された「**生長の家立教の使命成就の為**」との尊師の聖なる願いに基づき、聖典『生命の實相』・聖經『甘露の法雨』等の著作権者として出版せしめるとともに、戦災孤児の収容を嚆矢とする児童養護施設生長の家神の国寮の運営や台湾、韓国、ドイツ、フランスをはじめとする海外拠点での聖典・聖經の翻訳出版の支援事業等を中心に歩んでまいりました。

今日、創立者谷口雅春先生が御昇天されて41年、先生の御警咳けいがいに接した方々も次第に少なくなる中、谷口雅春先生の偉大なる御事績と御教えを正しく純粋に歪み無く後世に伝え、谷口雅春先生のご恩に報いるため、私どもは法人創立にあたって示された尊師谷口雅春先生の切なる御悲願にあらためて回帰し、谷口雅春先生より託された聖なる使命実現のために、邁進することを決意致しました。（以下、各公益目的事業において詳述）

谷口雅春先生は、昭和55年2月29日、次のようにお説き下さいました。

「皆さんが救世主なんだ。僕一人が叫んでみても仕方がない。皆さんが谷口雅春で、皆さんが救世主で、そして人類を滅亡から救う役割をもっておられるのが皆さんである。」

心を澄ませば今も谷口雅春先生の切々たるお声が耳じだに響いてまいります。

人類光明化・日本国実相顕現の使命にたつ私たち生長の家社会事業団は、創始者谷口雅春先生の願いを正しく受けつぎ、国と社会に貢献してまいります。

私たちは令和5年9月、コロナ禍を乗り越え3年8カ月ぶりに「谷口雅春先生報恩全国練成会」を再開しました。東京においては第13回にわたり全国練成会を開催、九州において2回、近畿に於いて1回を開催し、参加を待ちわびていた多くの人々の期待に応えることができました。

特に、九州会場の成功は今後の全国展開の道を開くところとなりました。

また、平成24年より順次刊行を進めてきた新編『生命の實相』は、一昨年、全65巻発刊成就を達成いたしました。

一方、生長の家社会事業団を永続的に存続させるためには、人的・財政的基盤の確立が不可欠です。

これらの成果と反省を踏まえて私たちは新年度へと出発します。

さて、わが国を取り巻く国際状況は、ますます混迷の度を深めています。わが国の未来を切り拓く希望の光も輝いてまいりました。

このような状況に対し、尊師谷口雅春先生から教えを受けた私たちは今こそみ教えの原点に立って人類一人一人の心を浄め、社会を浄め、国家を浄め、日本を正しくリードしてゆかなければなりません。その使命の実現と運動の大いなる展開のためには、日本を領導する絶対的な組織力を持った集団へと飛躍発展を遂げる必要があります。

そして、その根本方策は、谷口雅春先生から与えられた聖典『生命の實相』拝読、聖經『甘露の法雨』読誦運動を大々的に展開し、多くの人々に「人間神の子」の正しい生長の家のみ教えをひろめることをおいて他はないのです。

とりわけ本年は、**生長の家社会事業団創立八十年の喜びの年**。この年を「一切の好転の年、一切の希望成就の年」（聖經『真理の吟唱』『転身のための祈り』より）として大いなる成果で飾り、谷口雅春先生への限りない報恩感謝の年とします。

令和8年1月8日、谷口雅春先生報恩全国練成道場において、役員及び協力団体の各代表にご参列いただき、厳粛に「**生長の家社会事業団創立八十年奉告祭**」を斎行いたしました。令和8年度の適切な時期に、広く支援者各位にもご参集いただき、創立八十年を祝賀する**記念行事**を開催いたしたく存じます。また、この**創立以来八十年の正史**の編纂を行い、後世に伝えたいと存じます。

このため、私たちは、従来からの創立記念事業を更に「**創立八十年記念事業**」として発展推進する所存であります。

私共は、かかる創立者の聖なる信託にお応えすべく、公益目的事業を成し遂げてまいる所存であります。

つきましては以上の趣旨を御理解下さり、何卒、生長の家社会事業団への絶大なお力添えを賜りたく心からお願い申し上げます。

以下、令和8年度において当法人が計画する公益目的事業です。

公 1 健全育成事業

1. 第一種社会福祉事業

社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業として、児童福祉法に基づく児童養護施設生長の家神の国寮（児童養護施設本寮（小規模なグループによるケアを実施するため、太陽の家、枇杷の家、ひだまりのユニットを設置）及び小規模住居型児童養育の場である養護児童グループホーム（プラムフィールド、^{けやき}櫻の家、さくらんぼの家、ひまわりの家、^{しおり}栞）により構成）を設置運営しています。

児童養護施設生長の家神の国寮は、施設創立者谷口雅春先生の「生命の教育」（児童の内神性礼拝）の哲学に学び、児童福祉法の児童愛護の精神に立脚し、その他関係法令・内部規定等を順守し、「職員倫理綱領」を實踐して、入所児童の養護及び退所者の自立支援等を全力で行います。

（詳細については、別途、事業計画附属明細書である「児童養護施設生長の家神の国寮令和8年度事業計画」を策定しています。）

2. 第二種社会福祉事業

社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業として、児童福祉法に基づく「子育て短期支援事業」及び「児童自立生活援助事業Ⅱ型」を行っています。「子育て短期支援事業」については、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、国立市からの委託を受け、児童養護施設生長の家神の国寮ショートステイホーム・おひさまに入所させ、その者につき必要な保護を行います。「児童自立生活援助事業Ⅱ型」については、「児童養護施設生長の家神の国寮自立応援室」（当法人所有物件及び必要に応じて賃借物件）を設置するほか児童の自立生活のために必要な援助を行います。（なお、「児童自立生活援助事業Ⅱ型」については新規に開始した事業ではなく、従前から、児童福祉法第41条及び関係要綱等に基づき、児童養護施設を退所した児童の支援の一部として当法人が実施していたものですが、令和6年4月から施行された児童福祉法及び関係法令の改正等により事業名称が特掲されたものです。）

3. その他児童又は青少年の健全育成事業

宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業を行います。

児童養護施設の入所児童を含む不特定多数の児童又は青少年を対象として、自由意思による希望者について、宗教的情操教育を行う各種行事（創立者感謝の集い等）又はNPO法人その他の団体が開催する教育合宿等への参加を支援するとともに、青少年対象の合宿行事（青少年練成会・見真会等）の各地開催の後援及び指導を行ってまいります。

児童養護施設出身の児童の社会的自立の支援については、現在、遺憾ながら公的な支援が不十分な状態にあり、一部民間団体等による奨学金給付もありますが、決して万全ではありません。当法人の公益目的事業に奉賛する篤志家の方々（サポートペアレント）の協力を得て、児童の社会的自立の支援を含む健全育成事業に取り組んでまいります。

このため、児童福祉法第41条の「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」の規定及び定款第4条第1項第1号括弧書きの規定に基づき、施設長を管理者とする「児童養護施設生長の家神の国寮自立応援室」（国立市及び立川市）を継続してまいります。

また、児童福祉法第48条の2により「児童養護施設…の長は、当該施設の所在する地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と規定されています。児童福祉法の同規定に基づき、当法人の常勤理事、臨床心理士、保育士、児童指導員、管理栄養士等により、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談及び助言等を行うように努めます。

特に、地域子育て支援事業（育児相談、子育て広場、おいしい時間等）は、地域住民の方々より圧倒的な好評を得ておりますので、積極的に継続してまいります。

※公益目的事業1（健全育成事業）における重点施策

(1) 日本一の「児童養護施設生長の家神の国寮」の運営の充実と青少年健全育成のための「青少年練成会」の開催

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「諸種の社会事業によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行う」及び同定款第4条第1項第1号に掲げる「宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

谷口雅春先生は昭和20年9月、当時巷に溢れていた戦災孤児を保護養育するための施設を東京都港区赤坂に設置され、草創期には卒業して就職する児童から谷口雅春先生が親代わりに挨拶を受けられたり、谷口輝子先生もクリスマス会等に再三慰問されるなど孤児の養育に尽力されました。爾来80年にわたって児童養護施設生長の家神の国寮（現在は東京都国立市に所在）として数千人に及ぶ児童の養護・養育に貢献してまいりました。今日、連日のような悲惨な虐待事件の報道に心を痛めるところではありますが、虐待等により心身に重篤な障がいを受けて入所した子ども達が幸せな人生を歩み直すことが出来るように、人間神の子の神性・仏性を呼び引き出す「生命の教育」と「日本的養護・養育」を実践する日本一の児童養護施設の実現を目指します。

また、青少年の健全育成事業として、尊師谷口雅春先生の御教えを次世代の世界と日本の柱となる青少年に伝える「青少年練成会」を、全国各地で開催することに全力で取り組み、次代を支える青少年を生み出します。

(2) 「児童養護施設生長の家神の国寮」の地域貢献、社会貢献

谷口雅春先生の深き愛から生まれた「児童養護施設生長の家神の国寮」は日本一の児童養護施設として内外から尊敬される施設となることを目指す。児童福祉法第48条の2及び定款第4条第1項第1号後段の規定に基づき、本年はとりわけ次の3点にとりくむ。

- ①知識人・文化人の講師を招聘し「人生を豊かにする講演会」「子育て支援のための講演会」（仮称）等を開催し、地域社会への貢献を行なう。
- ②「子育てひろば」においては子育てママの皆さんの「子育て相談」「教育相談」「人生相談」等に応じられる体制をつくる。
- ③創立者谷口雅春先生のみ教えと深き愛に基づき設立された生長の家神の国寮の理念を学ぶ職員研修を実施する。
- ④谷口雅春先生が設立された『生長の家神の国寮のあゆみ』を冊子にまとめるとともに、卒寮生の体験を収集する。

公2 精神文化振興事業

1. 図書資料館の設置運営事業

図書館法第2条第1項に規定する図書館である谷口雅春先生記念図書資料館を設置して、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行います。

また、理事会決議に基づき、図書資料館設置前より、学識経験者を含めた「谷口雅春著作編纂委員会」を設置して、関係図書資料の収集、整理、編纂等の助言指導を受けてきました。

海外における当法人の著作権の保護の調査と基本財産たる著作物の普及活動を行いました。が、本年度も定款第3条に定める「世界各国団体との親善提携の促進」を含めて、更に積極的に本公益目的事業を実施します。

また、図書資料館設置時から実施しているレファレンスサービス（図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務）の更なる拡充のために、平成31年1月1日から施行された著作権法第47条の5の規定の適用可能性について、積極的な調査検討及び必要な準備等を進めます。

また、図書館法第3条第7号（時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。）の規定に基づき、国立国会図書館の組織を参考として、内部機構として「憲法調査室」を設置しており憲法問題等の時事に関する情報及び参考資料の紹介と提供に努めます。

図書資料館は、当法人設立の理念と目的に基づき、貴重な図書資料及び映像・音源等の資料等を永遠に遺し次世代に伝える拠点として設立されました。このことは単に資料として遺すだけではなく、当法人の設立理念・目的を未来永劫に伝えるための中核となるべき人材育成の拠点としての使命をも有しています。その使命実現のため令和6年度より次の4点に取り組んでいます。

①建物の有効活用のための改善計画を作成し実行しています。

- ・ 3階を、精神文化振興事業の場及び貴重な資料の保存の場として改善しています。
- ・ 1階を、真理を学ぶ人々が多く集まり、社会事業団を支える仲間となってくれるための「会場」として広く使えるように工夫しています。

※以上の方針のもと3階、1階の改修計画がまとまり、令和6年4月から約1カ月の工事期間を経て5月にリニューアルオープンしました。これを機に、改めて図書資料館の使命等を広報するとともに、有効活用へさらなる充実を図ります。

②谷口雅春先生著述書の欠本の収集に務めます。

本年度も引き続きその収集に努めるとともに、当法人設立の理念・目的を正しく伝え遺すために必要不可欠なかつての歴史的な重要資料の収集にも本格的に取り組む年とします。これについては支援協力者からの提供の申し出を受け、その運搬、保存、データ化等の具体的方法を検討し実行します。

③図書資料誌等の機能的な利用のための作業（検索システムの開発を含む。）に取り組めます。

④図書資料館における行事の充実と参加者の拡大を図ります。

『『真理』勉強会』、『『生命の實相』輪読会』、『古事記神話勉強会』、『母親と女性のための誌友会』その他図書資料館における精神文化振興事業行事の広報と充実を図ります。

2. その他の精神文化振興事業

その他精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成及び派遣並びに社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業を行います。

(1) 当法人の設立以来継続して実施している公益目的事業である「精神文化振興事業」の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的・集中的に行う行事である「谷口雅春先生報恩全国練成会」について

- ① 既存の主たる建物の改修後の建物である「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」において、従来から公益目的事業として実施してきた定款第4条第1項第2号ロに掲げる精神文化振興事業の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的に実施する行事である「谷口雅春先生報恩 全国練成会」を、新型コロナウイルス感染症の終息後再開しました。

なお、この行事は新規に開始した事業ではなく、当法人の設立以来、従前から行っている公益目的事業である「精神文化振興事業」の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を3日間で総合的・集中的に行う行事であります。

公益法人として受益の機会があまねく一般に開かれていますので、ホームページ、機関紙、配布チラシ等で、不特定多数の方々に参加を呼びかけます。会場の収容能力には限度がありますので、事前の参加申込みは必要ですが、会場内の秩序を乱さなければ、収容能力の範囲内で、どなたでも自由に参加することができます。

また、講師の講演料等は別に理事会及び評議員会の承認を受けた基準によるものとし、過大な報酬の支払いは行いません。なお、職員には講演料は一切支払いません。

- ② 平成31年1月に始まった谷口雅春先生報恩練成会は第1回から第13回まで及び地方開催を含め、延べ約2千名の参加者が集まり、多くの人々に救いをもたらしてきました。なお、途中、コロナ禍により令和2年1月の第5回を最後に休会を余儀なくされた時期もありましたが、それを乗り越え、令和5年9月、3年8カ月ぶりに待望の第6回全国練成会を開催し105名の参加者を得ました。続く令和6年2月の第7回全国練成会以降の各回も多くの方が集まり、定期開催の道筋ができました。

参加された方々より、「息子のことと自分自身の健康面のことで参加しました。個人指導を受けて胸が軽くなりました。たくさんの「ありがとうございます」と「笑い」が頭にこびりついて練成会の素晴らしさに驚くばかりです。帰りの車の中で涙が止まりませんでした。」「全国練成会で主人の脳梗塞、うつ病が消え、恩返しを兼ねて夫婦で参加しました。当時は暗闇の中にいた私たちですが、今はこんなに明るい世界にいることに感謝の気持ちでいっぱいです。」「日頃は手をつながないと歩けない息子が、笑いの大会で特別賞を頂き、名前を呼ばれた瞬間、立ち上がって一人で堂々と誇らしげに演壇まで歩いて行ったのです。この喜びを私

は生涯忘れません。」等、感謝とよろこびの声が溢れました。

今年度は、当法人設立の理念と目的に基づく「正統本格練成会、である全国練成会を東京において3回、地方においても順次開催し、「一年に一度は練成会へ」を合い言葉に、さらに悩める人を救い、魂の喜びを輝かせます。

同時に全国練成会は、社会事業団の支援者拡大の中心行事であるとの認識のもと、毎回100名を超えるよう参加促進に全力を注ぐとともに、運営体制の充実を図ります。とりわけ講師には、「参加促進」「体験談」「運営委員」等の協力をいただき、名実ともなる全国練成会としてまいります。

<参加者実績>

第1回153名、第2回146名、第3回132名、第4回131名、第5回136名、第6回105名、第7回93名、第8回109名、第9回91名、第10回109名、第11回100名、第12回102名、第13回110名、九州第1回149名、近畿第1回121名、九州第2回149名 累計1,936名。

<開催予定>

第14回 6月5日(金)～6月7日(日)

第15回(案) 9月11日(金)～9月13日(日)

第16回(案) 1月29日(金)～1月31日(日)又は2月5日(金)～2月7日(日)

(2) 「講師の養成及び派遣事業」(定款第4条第1項第2号ロ)行事としての「神癒・聖經供養」について

「公益財団法人生長の家社会事業団講師規程」第2条の「祈り合い等の**救済活動実践(鎮護国家及び社会の安寧のために不特定多数の人々の幸福を祈願する「神癒・聖經供養」を含む。)**」の規定に基づき、公益目的事業である「講師の養成及び派遣事業」(定款第4条第1項第2号ロ)として、毎日午前9時より、「谷口雅春先生報恩全国練成道場」において、当法人の講師(役職員を兼務しない講師を含む。)による救済活動実践として、鎮護国家及び不特定多数の万民の幸福を祈願するため、当法人の創立者谷口雅春先生著作でありその著作権が当法人の基本財産(不可欠特定財産)である「聖經甘露の法雨」、「聖經天使の言葉」及び「聖經続々甘露の法雨」を連続読誦する精神文化振興事業行事「神癒・聖經供養」を、従前より継続して厳粛に実践しています。

これは、定款第4条第1項第2号ロに規定された「**精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため**」を目的として、当法人の公益認定以前から、精神文化振興事業として継続的に実践されてきたものであります。(当法人から行政庁に毎年度提出している定期提出書類中の「公益目的事業に奉賛する会員規程」第8条第1項には、「会員の名簿は、本人及び祖霊の祝福祈願のため、他の不特定多数の祝福対象者と同様に、当法人本部又は谷口雅春先生記念図書資料館に奉安して、日々、谷口雅春先生の「聖經甘露の法雨」を読誦する。」と明記しているとおおり、公益財団法人としての認定を受けた時点以前から、公益目的事業たる精神文化振興事業として、国家公共及び不特定多数の受益者である祝福対象者のために継続して実践されてきたものであります。

なお、この「受益」は、物質的・財産的受益ではなく、精神的・霊的受益であります。上記の定款第4条第1項第2号口に規定された「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため」に照らし、当然のことであると考えます。この「精神的・霊的受益」ということについては、当法人の以下の「物故者顕彰慰霊事業」も同様でありますし、また、行政庁より公益認定を受けた公益目的事業として、「東京都内の災害遭難者及び公共功労者の永久的総合祭祀を行い、永くその至誠を感謝し冥福を祈り霊を慰める」（公益財団法人東京都慰霊協会定款第3条）及び「特攻隊戦没者の慰霊顕彰を行う」（公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会定款第3条）等の多くの実例が存しています。宗教法人法第1条第2項は、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」と明記し、宗教法人以外の団体が宗教活動を行うことは憲法の認めるところであることを明確にしています。）

(3) 定款第4条第1項第2号口に基づく物故者顕彰慰霊事業について

定款第4条第1項第2号口に規定された「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため…感謝・慰霊の行事を行う」の規定に基づき、かつ定款第3条に明記された創立者谷口雅春先生の宗教的信念であるおさとしに基づき、当法人及び各家庭での聖經読誦、霊牌供養による物故者の顕彰慰霊の実践をおしすすめます。

※公益認定法第5条第2号に定められた「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」（経営基盤）を充実します。また、永続的存続のための人的基盤の確立のため人材の募集・育成を行います。学生等志ある若い人材を迎え入れ、将来的に法人全体の運営を担える人材として育成していきます。そのためにまず学生、青年向けの案内パンフレットを作成します。

創立者谷口雅春先生は「生長の家社会事業団」の創立に際し、「生長の家」の教義の根本聖典である『生命の實相』と聖經『甘露の法雨』等の著作権を与えられ、定款第3条に明記された創立者谷口雅春先生の宗教的信念（「生長の家」の教え）を永遠に正しく護持するとともに、その事業を通して悩める人々や社会や国家を救済することの使命を明らかにされました。この社会事業団の使命を果たすため、公益認定法第5条第2号に定められた「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」（経営基盤）を充実します。そのために次の対策をとります。

- ①創立者谷口雅春先生の宗教的信念に基づく生長の家社会事業団の目的と使命の重要な意義を説き、多くの人々の特別献資を仰ぎます。
- ②また、「公益目的事業に奉讃する会員（略称、聖使命奉讃会）」「精神文化事業行事である神癒・聖經供養」「物故者顕彰慰霊事業（霊牌供養）」の大切な意義を伝えることによりその普及を目指します。そのために、新たなリーフレットを作成する。又、ホームページ、インターネット等を活用した、情報発信力の強化充実をはかります。

※公益目的事業に関する広報のための機関紙の充実のために

機関紙は社会事業団の使命とその活動を社会に広く伝えるとともに、支援協力者に喜びを与えるものであります。その目的のもと紙面を改善します。

- ①編集委員を選定し月1回編集会議を開催、編集方針、内容の検討を行います。
- ②二ヶ月に1回の発行体制を確立します。体制が整い次第、将来1ヶ月1回の発行を目指します。
- ③定款第3条(目的)に定める「創立者谷口雅春の宗教的信念」を護持する使命をもつものとして、機関紙の一部として「特別報告」やその他シリーズ等を適宜発行します。
- ④機関紙等を発送する名簿管理(個人情報保護管理を含む。)の充実を図り、より機能的なものとなります。

(4) 「特別研修講座」と青少年練成会の開催と講師養成について

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条(目的)に掲げる「社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与」及び同定款第4条第1項第2号ロに掲げる「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

公益法人移行後の公益目的事業たる精神文化振興事業の顕著な実績として、平成24年度より東京都及び全国各地域において当法人の目的及び創立の精神に全面的に賛同する不特定多数の受講者が参加して「特別研修講座」を開催しましたが、今後も更に発展した形態で開催してまいります。

※公益目的事業2(精神文化振興事業)における重点施策

(1) 著作権の護持と聖典・聖經の刊行

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条(目的)に掲げる「著作権保護及び出版物の刊行普及等」及び同定款第4条(事業)第1項第2号(精神文化振興事業)イに掲げる「著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

創立者谷口雅春先生から当法人の基本財産(不可欠特定財産)として託された『生命の實相』、『眞理』、『聖經甘露の法雨』等は、人間神の子、罪無し、病無しの根本眞理によって数多の人々を人生苦・病苦等の桎梏から解放してきた福音であり、まさに釈迦・キリストの教えを完成する人類の至宝ともいふべきものです。

私たちは谷口雅春先生がお説き下さった御教えが未来永劫に正しく伝えられるように、これら聖典・聖經の著作権を断固として守り抜き、新編生命の實相、聖經一切経をはじめとする聖典・聖經を日本国内において永続的に陸続と刊行し続けることができる盤石な体制を整えます。

更に、海外各国においてもこれら聖典・聖經を翻訳出版できるように支援し、谷口雅春先生の世界救済の御悲願実現に向けて前進します。

※ 『生命の實相』拝読運動、聖經『甘露の法雨』読誦、携帯運動を大々的におしすすめ、真理の言葉のうねりによって生活を浄め、家庭を浄め、社会を浄め、多くの人々に喜びと幸福を与える。

人類の聖典『生命の實相』は、新編全65巻全巻が発行されました。「一日あての読むページ数はたとい一、二十ページでもよいから、毎日怠らず、繰り返し連続的に読むことが必要なのである」（「生活篇」はしがき）との尊師のお言葉を受け、『生命の實相』全巻拝読運動に向けての“毎日拝読運動”を推し進めます。

また聖經『甘露の法雨』は、現世を救い、来世をも救い得る住吉大神から授けられた最高の経典であり、個人の病だけでなく国家の病をも救う神癒の経典であることを伝え、「聖經百巻読誦表」を活用して「百巻・千巻読誦」運動を大々的に展開します。

そのよろこびの体験を機関紙等で次々に紹介し、聖典拝読、聖經読誦運動の大いなるうねりをつくります。

(2) 谷口雅春先生の正しいみ教えを伝えるあらゆる団体を支援するとともに、「谷口雅春先生報恩全国練成道場」の充実及び精神文化振興事業の奉斎施設（鎮護国家及び社会公共と万民の安寧祈願・物故者顕彰慰霊等の為の龍宮住吉本宮）拡充に向けて

公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条（目的）に掲げる「この法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進」に該当する、当公益財団法人の主たる業務であるとともに、前記の健全育成事業(1)及び精神文化振興事業(2)の説明に記載のとおりです。

当法人創立者谷口雅春先生の正しいみ教えを伝えるあらゆる団体を支援するとともに、既存の主たる建物改装により創建しました「谷口雅春先生報恩 全国練成道場」を充実します。

「谷口雅春先生報恩全国練成道場」においては、従来から公益目的事業として実施してきた定款第4条第1項第2号ロに掲げる精神文化振興事業の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的に実施する行事である「谷口雅春先生報恩全国練成会」を定期的・継続的に開催するとともに「見真会」「研修会」等を随時に開催します。

また、本道場においては、日々、精神文化振興事業の「講師の養成及び派遣」行事（神癒・聖經供養）を厳修するとともに、適宜、必要により、健全育成事業の行事も実施いたします。

更に、現在「谷口雅春先生記念図書資料館」の屋上に創立者谷口雅春先生の御揮毫「龍宮住吉本宮」を表示した社殿を設置し、鎮護国家及び社会公共と万民の安寧祈願及び物故者顕彰慰霊等の精神文化振興事業の為の奉斎施設を設置していますが、更に不特定多数の方々への参列等が可能となるよう「創立八十年」を期し、当法人創立者谷口雅春先生が、**日本国家を千万年安泰にする霊的礎（いしづえ）を築くために建立された龍宮住吉本宮の建立目的を復活**し当法人創立の理念を護り伝えるために、それにふさわしい“聖地となる社殿”の建立に取り組んで参りたいと存じます。

全国の支援者の皆様には以上の趣旨にご賛同いただき、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

公益財団法人生長の家社会事業団 事業・組織体系図

